



街灯情報

○昭和五十七年度の街灯電気料補助金申請資料から
 補助対象町会数 三三二町会
 補助灯数 一九、三二〇灯
 増灯数(昨年度比) 五二一灯
 補助金総額 五四、二〇七、〇七五円
 町会支払い年間電気料予定額(五十七年度中)
 七四、九八四、二〇〇円
 支払い額に対する平均補助率 七二%

補助率60%未満町会に朗報

従来、最低補助率は50%であったが、五十七年度より10%アップになる予定。該当する町会は八十一町会である。
 主としてワット数の大きい球の町会が恩恵をうけることになる。

街灯数報告(申請)時期は早まるか。

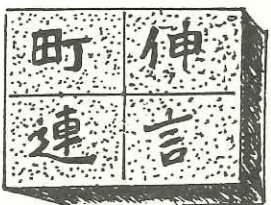
従来、十二月末現在で、町会から報告を受け、一月末から二月にかけて、一覧表作製して市へ提出しておったが、市では予算計画上、もっと早めてほしいと意向で、できれば十月末迄の報告があれば、概算でなく、確実な資料として、削減の憂目にあうことなく、予算が通ることになる。町会で増灯する場合は、八月末迄に工事完了するようにすれば、十月の電力の台帳へ登録されることになる。これが決まれば、最初の年は戸惑うが、計画的にそれに対処することができる筈である。
 (新潟市は八月で次年度の補助灯数を決めている。)

異動の際は必ず引き継ぎを

これからは町会長の異動期である。異動の際は必ず必要書類の引き継ぎをしてください。よく新任町会長から電話がくる。
 ・ 自分の町会の今迄の表彰優良町会員をしらせてくれ、との電話。

△ 事務局では、三三四町会の中から、その町会をみつね昭和三十五年以来の表彰者三千名からチェックするのに大変、しかもしらべてみると、同一人が二回も三回も表彰している場合がある。これらは、町会で表彰者名簿をつくるか、総会で配布する議案に氏名記載しているから保管して引きついでおけば、すぐわかる筈である。街灯管理簿も忘れずに引きついでほしい。

なお、異動の際は、当方へ電話でも、ご連絡ください。



最近の話題から

民生委員の職務上の秘密と
 町会長の立場

入れかわり立ちかわり、町会長来訪の事務局で、こんな話題がかわされた。

Aは町会長、B、C、Dは町会長と民生委員を兼任している。

A、町会長が生活扶助者の氏名を担当の民生委員に教えてほしい。と頼んだら、それは、職務上の秘密で教えられない。という。
 あなたは民生委員を兼ねている立場からどのように考えるか。
 B、やはり職務上の秘密だから私も教えない。
 C、自分も同じ考えだ、教えない。
 A、町会運営上、例えば、生活扶助家庭から、町会費その他の寄付をもらわないなど、町会長としては知らないと困る。歳末など、生活扶助家庭に物品贈与等するため予算までとっているのに、秘密では協力のしようもないではないか。

翌日、やはり民生委員と町会長の兼任者D氏が来訪、A氏も折よく来訪の時だった。
 A、D氏に対し、前日と同じ質問。
 D、町会運営上必要なことは、町会長へは教えるのが当然だと思う。教えないのは、解釈が狭すぎる。と、いう答だった。これらの会話をきいている限りでは民生委員の間でも、解釈がまちまちのようだ。職務上の秘密については、民生委員法第十五条に明記されているが、両者の会話をきいて、常識的に考えられることは、町会長に、知らせられない、または知られてはまずいことがあるとすれば、民生委員と町会長を兼任している者は、そのどちらかを放棄しなければ、おかしいし、理屈がおおらぬ。両方の職を同一人が兼任して、一方にはしらせられないという理屈ではどがいナンセンスであり、落語のネタになりそうな話である。



○昭和五十七年度定時総会は、四月三十日、青森県商工会館で開催の予定、終了後、懇親会もあります。